

2. 派遣会社に依頼する

- 派遣スタッフの雇用管理を適切に行うには、派遣会社との協力が必要です。
コンプライアンス（法令遵守）意識が高く、派遣スタッフの雇用管理に協力的な派遣会社を選びましょう。[図表 1-2-1]
- 指揮命令者は依頼内容を十分検討し、派遣会社（または貴社の契約担当者）に伝えましょう。[図表 1-2-2]
- ただし、派遣スタッフの選定にあたって、性別や年齢について条件を付けたり、事前面接を行うなど、派遣スタッフを特定する行為（「特定目的行為」）は法律で禁止されているので注意しましょう。[図表 1-2-3]

派遣会社への依頼

[図表 1-2-1] 雇用管理に協力的な派遣会社の選定ポイント

- ・コンプライアンス（法令遵守）意識の高さ
- ・「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」¹の内容を適切に行っているか
（就業条件の確認、労働・社会保険の適用促進等）
- ・就業中の派遣スタッフに対するフォローの丁寧さ
- ・トラブル対応・苦情処理体制が整っているか等

[図表 1-2-2] 派遣会社（または契約担当者）に伝えるべき主な項目

- ・指揮命令者
- ・業務内容
- ・必要なスキル、経験、資格
- ・活用予定期間
- ・勤務条件（勤務日、所定の勤務時間、残業の有無・程度、勤務開始予定日）等

[図表 1-2-3] 次のような特定目的行為は禁止されています

- ・事前面接（契約前に行う面接）を行う
- ・派遣会社に、派遣スタッフの履歴書や職務経歴書の送付を依頼する
- ・性別や年齢に条件を付ける



※候補者が、自主的に職場を見学することは認められています。

※事前面接や履歴書の送付依頼は、紹介予定派遣（第2部 p.15参照）では認められています。

1 www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/manual/dl/20.pdf